

議案第 6 1 号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

清水町長 辻 康 裕

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規程

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次の表のように変更する。

（下線部分は改正箇所）

改正後		改正前	
別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合 (1) 市町村 略 (2) 一部事務組合及び広域連合		別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合 (1) 市町村 略 (2) 一部事務組合及び広域連合	
区 分	一部事務組合及び広域連合	区 分	一部事務組合及び広域連合
石狩管内～渡島管内	略	石狩管内～渡島管内	略
檜山管内	北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合 _____、檜山広域行政組合	檜山管内	北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合、 <u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u> 、檜山広域行政組合
後志管内～根室管内	略	後志管内～根室管内	略

附 則

この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。